

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営における透明性の確保や業務執行に対する監督機能の強化のため、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを基本的な考え方としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

当社では、投資目的以外の目的で上場株式を保有するにあたっては、業務提携及び取引の維持・強化等の保有目的の合理性を十分検討の上判断しています。

同株式の取得や処分要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、検証を適宜行い、必要に応じ取締役会や経営会議に諮ることとしています。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、発行会社の株主価値、ひいては当社の企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしているとともに、取引の実績については、定期的に取締役会で報告しています。

また、NEGグループ企業行動規範において、全ての取引先との間で、関係法令を遵守し、公正、適正な取引を行うことを定めており、取引先が主要株主の場合においても、同様の考え方で取引を行っています。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 当社は、「ガラスの持つ無限の可能性を引き出し、モノづくりを通して、豊かな未来を切り拓きます。」を企業理念としています。また、中期経営計画「EGP2018」を定め、当社ホームページにて開示しています (<http://www.neg.co.jp> 投資家情報に掲載)。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、コーポレートガバナンス報告書の「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載のとおりです。

(3) 取締役の報酬は、月額(固定)報酬と賞与により構成しています。賞与は、業績をベースに職責などを総合的に勘案の上、株主総会で総額を決議しています。また、監査役の報酬については、独立した立場からの経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、月額報酬のみで賞与の支給はありません。取締役の報酬については、社外取締役も出席する取締役会で決定しています。

(4) 取締役会が、経験、知識、専門性等において多様性を持つ構成となることを前提に、取締役候補者は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、広範な知識と経験及び出身分野における実績を兼ね備えた者を社長が提案し、社外取締役に事前に説明した上で、その助言を踏まえ取締役会で審議しています。

監査役候補者は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を、監査役会の同意を得て、取締役会で審議しています。

(5) 全ての取締役及び監査役候補の選任理由を株主総会参考書類に記載しています。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割、取締役会から経営陣への委任の範囲】

取締役会は、法令及び定款に定められた事項に加え、当社経営の基本方針など当社グループの重要事項を決議することとしており、その内容は取締役会規則及び取締役会付議事項基準に明確に定めています。それ以外の事項の意思決定は、経営会議及び執行役員に委任しています。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に従って、その独立性を判断しています。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会構成の基本的な考え方は、取締役は12名以内、監査役は4名以内とし、知識・経験・能力のバランスと社外人材の活用を意識した構成としていくこととしています。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役及び監査役の兼任状況】

社外取締役・社外監査役を含む当社の取締役及び監査役は、いずれも他の上場会社の役員を兼任していません。

社外取締役及び社外監査役の他社における兼任状況は、株主総会参考書類、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等により、毎年開示しています。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性についての分析・評価結果】

当社では、取締役会の実効性について、取締役全員を対象にアンケートを実施しました。その結果、取締役会として有効に機能しており、実効性が確保できていると判断しています。今後も引き続き実効性評価を行い、取締役会での審議の充実に努めていきます。

〔補充原則4 - 14 - 2 取締役及び監査役に対するトレーニングの方針〕
業務執行取締役、常勤監査役等を対象として、毎年10月のコンプライアンス強化月間に、外部講師を招いてコンプライアンス講演会を開催しています。
また、取締役研修会を年2回開催し、コーポレートガバナンスを含む経営を取り巻く状況について、理解を深めています。
監査役については、外部団体への加入により、セミナーや情報交換を通じ、監査業務に関する知識の習得を行っています。

〔原則5 - 1 .株主との建設的な対話に関する方針〕
当社は、総務担当取締役がIRの責任を負っており、実務は総務部が担っています。
株主、投資家やアナリストからの対話の申込みに対しては、できる限り幅広く対応しています。また、半年に1回決算説明会を開催し、説明会資料や当日の質疑応答について英文訳も含めてホームページに掲載し、適切な情報開示に努めています。海外投資家ともカンファレンスなどにより、対話する機会を設けています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ニプロ株式会社	12,715,120	12.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,810,300	8.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,804,700	5.83
THE BANK OF NEW YORK 133524	1,858,995	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,772,700	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,649,600	1.66
株式会社滋賀銀行	1,617,880	1.63
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	1,410,600	1.42
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,342,722	1.35
GOVERNMENT OF NORWAY	1,272,288	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記2. 資本構成〔大株主の状況〕は2017年12月末現在の状況を記載しています。

(1)平成27年7月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書(大量保有報告書の変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社他2社が平成27年6月30日現在で41,071千株を保有している旨が記載されていますが、当社として2017年12月末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。なお、当該株式数は株式併合前の株式数にて記載しています。

(2)平成29年6月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社他6社が平成29年6月15日現在で24,930千株を保有している旨が記載されていますが、当社として2017年12月末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。なお、当該株式数は株式併合前の株式数にて記載しています。

(3)平成29年12月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書(大量保有報告書の変更報告書)において、野村證券株式会社他2社が平成29年12月15日現在で5,314千株を保有している旨が記載されていますが、当社として2017年12月末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(4)平成29年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社他1社が平成29年12月15日現在で5,509千株を保有している旨が記載されていますが、当社として2017年12月末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小田野 純丸	学者											
森 修一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田野 純丸	○	——	取締役会等の場において、経営監視機能の強化を図り、客観的な立場からの意見を反映させるため、国際経済に関する専門的な知識や豊富な経験をもった経済学者を社外取締役に選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しています。

森 修一	○	代表取締役を務めておられた住友商事株式会社グループと当社グループの間には、定常的な取引(当事業年度中における取引額の割合は、当社連結売上高の1.4%)があります。また、住友商事株式会社と当社は相互に株式を保有していますが、その持株比率はそれぞれ0.1%未満です。	取締役会等の場において、経営監視機能の強化を図り、客観的な立場からの意見を反映させるため、会社経営に長年に亘って携わり、会社経営に関する知識、豊富な経験を有した方を社外取締役に選任しています。左記のとおり上記hに該当していますが、左記の定常的な取引及び株式の相互保有に関しては、その割合が僅少であり、また、住友商事株式会社を退職後、すでに6年が経過していることから、独立性に問題はなく、また、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しています。
------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、監査役監査や会計監査人による法定監査の結果を踏まえて定期的に、また、必要に応じて報告、意見交換を行っています。
内部監査部門(監査部)は、自ら実施した監査テーマについて監査役及び会計監査人に定期的に、また、必要に応じて報告、意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村 圭二郎	弁護士													
松井 克浩	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 圭二郎	○	——	監査機能の強化を図り、取締役会や監査等の場において客観的な立場からの意見を反映させるため、専門的な知識や豊富な経験を持った弁護士を社外監査役に選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しています。
松井 克浩	○	——	監査機能の強化を図り、取締役会や監査等の場において客観的な立場からの意見を反映させるため、専門的な知識や豊富な経験を持った公認会計士及び税理士を社外監査役に選任しています。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社は、退職慰労金制度を廃止し、取締役の報酬体系を年功的なものからより期ごとの成果、業績に連動するものに見直してきました。また、社外取締役を除く取締役は、これまで持株会を通じて継続的に自社株式を取得するなど比較的多くの株数をすでに保有し、役員持株会を通じて継続して自社株式を購入しています。

このため、当社では、ストックオプションなど他に企業価値向上へのインセンティブを用意するまでもなく、取締役と株主の利害を一致させ、より緊張感のある経営を行うことができるものと考えています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2017年度において当社の取締役に対して支払った報酬は、331百万円です。なお、報酬額には、2018年3月29日開催の当社定時株主総会において承認された取締役賞与80百万円を含めています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、社内取締役については月額報酬及び賞与で、社外取締役については月額報酬で構成しており、その額は株主総会で決議された総額の範囲内で、個々の職務、責任及び実績に応じて決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部内に取締役会の事務局を設置し、社外取締役に適宜、必要な情報が伝達されるように努めています。また、総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助し、社外監査役に適宜、必要な情報が伝達されるように努めています。

取締役会については、原則として事前に資料を配布し、また、必要に応じて事前説明を行うなど充実した審議が行われるようにしています。また、監査役会についても、常勤監査役と連携し、原則として事前に資料を配布し、充実した審議が行われるようにしています。このほか、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項については事前又は事後に速やかに報告を行うようにしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりです。

(1) 取締役・取締役会、執行役員

当社では、意思決定の迅速化と経営における透明性の確保、業務執行機能の強化を図っています。取締役の員数の適正化に努め取締役としての意思決定・監督機能を明確にするとともに、業務執行については執行役員制度を採用しています。また、経営責任を明確にし経営環境の変化に対応した経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年に短縮しています。

取締役会は、毎月1回、定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の監督(経営監視)と経営上の重要事項の意思決定を行っています。このほか、年1回開催される予算説明会において執行役員から直接当事業年度の総括及び翌事業年度の予算の説明を受けることで経営の監視に努めています。最終更新日現在、取締役会は社内取締役7名(うち、2名は代表取締役)及び社外取締役2名で構成されています。

社外取締役に経済学者及び会社経営経験者を選任し経営監視機能の強化を図っており、それぞれ独立した立場で専門的な観点から取締役としての役割を果たしています。

また、執行役員には、業務執行責任者である社長執行役員(代表取締役社長が兼任)の他、最終更新日現在、20名(うち、5名は取締役が兼任)が就任しており、社長執行役員のもと業務執行を行っています。執行役員の任期は取締役と同様1年です。

(2) 経営会議

経営会議は、会社の経営上の重要案件等及び取締役会の決定事項の具体的な実施施策等についての審議を行っています。経営会議は、毎月2回定例会議を開催するほか、必要に応じて開催しています。

(3) 監査役・監査役会(監査役の機能強化に向けた取組状況を含む)

最終更新日現在、監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されています。各監査役は、取締役会に出席するほか、監査役会で定めた監査の方針及び計画、業務の分担等に従い、重点監査テーマを設定し業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行っています。

監査役会は、原則、毎月1回開催し、監査役間で適宜、情報を共有し意見交換を行っています。このほか、予算説明会の出席や定期的にと取締役及び執行役員から担当業務の状況を聴取するなど、事業の理解を深め監査の実効性の向上に努めています。

社外監査役には弁護士1名並びに公認会計士及び税理士1名の計2名を選任し監査機能の強化を図っており、それぞれ独立した立場で専門的な観点から監査役としての役割を果たしています。

また、総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助し、監査役に適宜、必要な情報が伝達されるように努めています。

(4) 会計監査人

当社は、会計監査を担当する会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法、金融商品取引法に基づく法定監査を受けています。

2017年度における会計監査の状況は以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名(継続監査年数)

指定有限責任社員 業務執行社員: 橋本克己(5年)、伊與政元治(3年)、安井康二(4年)

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名、 その他 9名

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役又は社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外取締役又は社外監査役としての職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、上記2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項に記載のとおり、現体制において経営監視機能が有効に働いていると考えているためです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前までに発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを利用した電磁的方法による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	発送日の前々日に当社ホームページに、発送日に議決権電子行使プラットフォームに掲載しています。
その他	招集通知(日本語)を、発送日の前々日に当社ホームページに掲載しています。 ビジュアルツールを用いて、事業報告等を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	グループ企業行動憲章において、「情報発信」の基本方針として、「適時、適切に、必要な企業情報を開示するとともに、広く関係先とのコミュニケーションを図る」ことを規定しています。当社は、これを情報開示の基本姿勢とし、情報を開示しています。当社の情報開示の考え方は、当社ホームページにて開示しています(http://www.neg.co.jp 投資家情報に掲載)。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算の決算発表後に社長及び総務担当取締役が、第2四半期決算の決算発表後に総務担当取締役が、当該決算の概要、次期決算の見通し等について、アナリストや機関投資家を対象に決算説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	総務担当取締役が、カンファレンスなどにより説明する機会を設けています。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、IR専用ページを設け、適時開示資料、招集通知、年次報告書、有価証券報告書をはじめ、外部に公表した情報を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務担当取締役がIRを担当しています。また、総務部内にIR担当者を置き、IRに関する活動を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの法令遵守・企業倫理の徹底を図るため、「グループ企業行動憲章」「グループ企業行動規範」を定めています。これらの中で、「自然との共生」「社会貢献」「人権尊重」などステークホルダーとの関係について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に対する取り組み方針を「環境憲章」に定めるとともに、当社グループにおいて適宜、環境ISOを取得しています。毎年、1年間の環境活動を取りまとめ、当社ホームページに掲載しています。 コンプライアンスなど時代に即したCSR(企業の社会的責任)の中から重点課題を設定し活動を推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「グループ企業行動憲章」において、「情報発信」の基本方針として、「適時、適切に、必要な企業情報を開示するとともに、広く関係先とのコミュニケーションを図る」ことを規定しています。

その他

当社は、従業員が仕事と家庭を両立できるように雇用環境の整備を継続して行っており、次世代育成支援対策推進法に基づき一定の基準を満たした「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から認定を受けています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法に定める内部統制システムの整備について次のとおり決定しています。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、＜1＞企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、＜2＞国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、＜3＞内部通報制度(窓口：コンプライアンス委員会及び弁護士事務所)の運用を行います。これらの内容は、定期的に取締役会及び監査役に報告します。

内部監査部門(監査部)は、内部監査規程及び監査計画に基づき、独立した立場で各部門及びグループ各社に対して内部監査を実施し、その状況を適宜社長に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(稟議その他の決裁書、会議議事録など)は、法令のほか文書管理規程をはじめとする社内規程等に基づいて、適切に保存、管理をします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

定期的にリスク調査を行い、経営上のリスクの把握、対応を行います。

また、当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク(コンプライアンス、財務、環境、災害、貿易管理、情報管理、品質、製品安全、安全衛生等)については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行います。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者を決定し対策を講じます。

経営上特に重要な事項については、取締役会、経営会議で審議・報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算(ビジネスプラン)を定めます。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討します。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなどIT技術を活用します。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となる「グループ企業行動憲章」、「グループ企業行動規範」を制定・周知するとともに、内部通報制度を運用します。

また、当社グループ各社は、財務報告の適正性を確保するために必要な組織体制を整備・運用し、内部監査部門(監査部)がその有効性を評価します。

このほか、子会社に役員を派遣し、各子会社の担当の執行役員を定め、事業遂行上の相談を受け付ける体制を敷くとともに、本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決します。また、定期的に当社及び子会社を対象にリスク調査を行い、当社グループとしてのリスクの把握を行い、適宜対応します。特に海外子会社については、重大な自然災害の発生等、当社に報告すべき事項のリストを作成し、問題が生じた場合の把握、対応に努めます。当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図ります。

当社グループ業務の効率面では、グループファイナンスやグループ共通の会計システムを活用します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助します。また、当該従業員の異動等の取扱いについては、監査役の意見を尊重します。

(7) 監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに報告を行います。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行います。

このほか、取締役及び従業員は、監査役が要求した場合には速やかに報告を行います。

子会社の監査上の問題把握のため、監査役は、子会社の監査役と適宜連携を図ります。

(8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の運用状況は適宜監査役に報告していますが、社内規程において、内部通報制度による通報者に対して、通報を理由とした解雇その他のいかなる不利益取扱いも禁止します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役からの申請に基づき、支払い処理を行います。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、会計監査人及び監査部と意見交換を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「グループ企業行動憲章」において、「高い倫理観」の基本方針として、「反社会的勢力、団体には毅然と対応する」ことを規定するとともに、「グループ企業行動規範」に具体的な行動基準を記載しています。これらは携帯カードとして役員及び従業員に配布し、周知徹底を図っています。

上記基本方針に従い、総務担当部門が中心となり、情報収集を行うとともに、必要に応じ弁護士、警察等と連携して、組織的に対応することとしています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は次のとおりです。

当社は、「グループ企業行動憲章」において、「情報発信」の基本方針として、「適時、適切に、必要な企業情報を開示するとともに、広く関係先とのコミュニケーションを図る」ことを規定し、適時かつ適切な開示に努めています。

(1) 会社情報の収集

社内規程等に準拠して、各スタッフ機能部門／各事業部門における会社情報(子会社情報も含む)に関連する事項が、網羅的に、稟議制度や重要会議を通して、または直接、情報取扱責任者(総務・経理担当常務執行役員)や総務部(総務部にはIR、法務機能が含まれています。)/経理部に、適時・適切に報告・収集される体制をとっています。また、必要に応じて、取締役会で決議または報告することとしています。

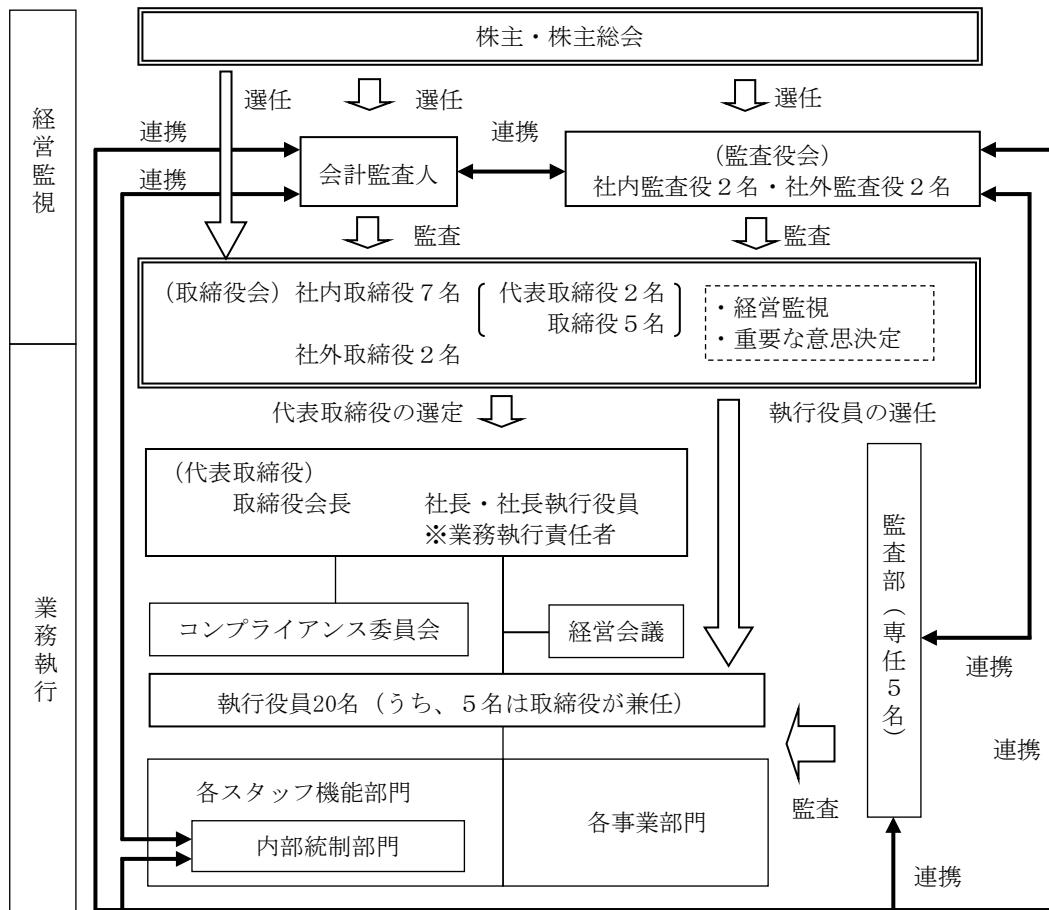
(2) 会社情報の開示の要否・方法等の決定

収集された会社情報に関連する事項について、開示検討委員会において、株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則、金融商品取引法、その他関係法令(以下、規則等という)に従い、開示の要否、時期・方法等を検討します。検討結果は、経営会議に報告・確認を行い、最終的に社長執行役員が決定しています。

(3) 会社情報の開示・公表

開示することが決定した会社情報については、速やかに開示・公表担当部門(総務部)が適時開示を行う一方で、原則として当社ホームページに開示資料を公表しています。なお、上記規則等の開示基準に該当しない会社情報であっても投資者の投資判断に影響を及ぼすと判断したものについては、同様の手続きで開示の要否等を検討し、開示・公表を行っています。

<コーポレート・ガバナンス体制図>



<適時開示体制図>

